

各省の令和8年度の税制改正要望が出揃いました

各団体や各省庁から例年8月末を目途に、税制改正に関わる要望が提出され、税制調査会による審議を経て、12月中旬に「税制改正大綱」としてまとめられます。例年ながら、提出された要望の内容は多岐に渡りますが、ここではその主なものについて、ごく一部をみていきたいと思います。



◆内閣府による税制改正要望

★地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長

東京圏への一極集中の弊害やリスクを分散するため、企業の地方移転等を促し、かつ地方における雇用の創出を図るため、内閣府では**地方拠点強化税制の適用期限の2年間延長(適用期限令和10年3月31日)**をするとともに、地方へ移転する企業に対して、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率の引上げ(現行、移転型7%、拡充型4%からの引上げ)等も要望しています。

★地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

飲食店や病院、劇場、旅館等不特定多数の方が利用する施設等、地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、**地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税基準を軽減する措置について、適用期限を3年間延長(適用期限令和11年3月31日)**と共に、南海トラフ地震防災対策推進地域等に限定されていた対象地域を、全国へ拡充することを要望しています。

◆金融庁による税制改正要望

★NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実

NISA の普及をさらに進め、あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるように、**つみたて投資枠の対象年齢(18歳以上)の見直し**や**対象商品の拡充**、投資商品の入替をやすくするための**非課税保有限度額の当年中の復活等**を要望しています。

★暗号資産取引に係る課税の見直し

暗号資産取引に係る必要な法整備とあわせ、**「申告分離課税」の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直し**を行うことを要望しています。

現行制度では、暗号資産の売買益は、原則「雑所得」として給与所得等と合算され総合課税の対象となり、所得税が最大45%、住民税は一律10%の累進課税が適用されますが、上場株式等の売買益同様、申告分離課税を導入することで、所得税が15.315%、住民税は5%の一律計20.315%となって大幅に税負担が軽減するほか、損益通算や最長3年の繰越も可能になり、仮想通貨の市場参加者の裾野が広がることが見込まれるとのことで、要望をしています。

★生命保険料控除制度の拡充の恒久化

令和8年中の1年間に限定された、**23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する2万円の上乗せ措置(一般生命保険料控除限度額6万円)**について、1年間に限定せず、恒久化することを要望しています。

◆経済産業省による税制改正要望

★研究開発税制の拡充・延長

現行の一般型等の研究開発税制とは別に、日本の戦力技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設や試験研究費の税額控除の繰延制度の導入、企業の研究開発投資の増加を促すための企業に対するインセンティブの強化、一般型の控除率上乘せ措置の適用期限の3年間延長(適用期限令和10年3月31日)等が要望に挙がっています。

★中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却(全額損金算入)を認める「少額減価償却資産の特例」がありますが、令和7年度末となっている適用期限の2年間延長(適用期限令和10年3月31日)や、現行制度の見直しを要望しています。

★食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

企業が従業員に提供する食事について、従業員が食事価額の50%以上を負担し、かつ、食事支給の企業負担額が月額3,500円以下の場合の非課税限度額について、企業負担分の非課税限度額、3,500円の引き上げを要望しています。この制度の施行はバブル期以前の1984年で、約40年に渡って見直しが行われていず、昨今の物価上昇で食材が高騰しているため、非課税限度額の引き上げにより従業員の税金負担軽減が期待されるとのことで要望しています。

◆厚生労働省による税制改正要望

★セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充

一般的にも広く浸透している「セルフメディケーション税制」が令和8年3月末期限のため、恒久化または継続希望を要望しています。また、対象の医薬品の範囲を拡大し、現行の控除限度額8万8千円の上限を20万円に引き上げることも要望しています。なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択適用(どちらか一方を選んで申告)となっています。

◆国土交通省による税制改正要望

★住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置

令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税や認定住宅の投資型減税について適用期限の延長等の要望、また、新築住宅に対する固定資産税額を1/2に軽減している特例措置(戸建て3年間、マンション5年間)についても令和8年度末適用期限の2年間延長(適用期限令和10年3月31日)を要望しています。



ご紹介した内容は各省庁から提出された要望のうちのごく一部で、他にもさまざまな要望が提出されていて、それらは各省庁のホームページで確認をすることができます。

令和7年は、年収の壁の撤廃による所得税の減税が、日々のニュースによく取り上げられています。本記事の作成時点では与党による首相指名選挙で憲政史上初の女性総理が誕生し、その組閣が終了したばかりで先は見通せない状況といえ、令和8年も政局により税制の行方は左右されるかもしれません。毎年12月中旬頃に税制改正の大綱が発表されますが、その行方には注視が必要です。